福岡県社会福祉審議会資料【審議事項】

令和8年度社会福祉施設等の整備方針について〔児童福祉関連分〕

福祉労働部こども未来課 子育て支援課 こども福祉課

令和8年度児童福祉施設等(こども福祉課・子育て支援課・こども未来課所管) 整備基本方針

こども福祉課・子育て支援課・こども未来課

1 基本的な考え方

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、家庭や地域での子育て機能の低下、 仕事と子育ての両立や子育てに対する負担感・不安感の増大など、こどもを取り巻く環境 が大きく変化しています。こうした中、本県では、若者が結婚、子育てに夢や希望を持ち、 その希望をかなえ、こどもを安心して生み育てることができ、こどもが健やかに育つ社会 づくり、子育てを地域全体で支え、応援する社会づくりに取り組んでいます。

このような基本的方針のもと、市町村とも連携して、地域における子育て支援サービスの充実、児童養護施設等の計画的整備などの取組を行っています。

令和8年度においては、入所需要の動向や老朽施設の実態などから必要性や緊急性を勘 案しながら施設の整備を図ります。

2 こども福祉課所管施設の整備について(社会福祉法人設置分)

(1)乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。

社会的養護においては里親委託を優先しており、また、入所需要に対応できる状況にあることから、既存施設における入所児童の安全確保や処遇改善を最優先課題とし、 老朽施設の改築修繕等について、ニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。 なお、施設が新たに分園型小規模グループケアを実施する場合は、賃貸による実施 を基本とします。

(2)母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべきこどもを入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。

概ね県内各地域に設置され、入所需要等に対応できる状況にあることから、既存施設における入所者の安全の確保や処遇改善を最優先の課題とし、老朽施設の改築修繕等についてニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

(3) 児童養護施設

保護者のないこども、虐待されているこどもその他環境上養護を要するこどもを 入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のため の援助を行うことを目的とした施設。

社会的養護においては里親委託を優先しており、また、概ね県内各地域に設置され、 入所需要等に対応できる状況にあることから、既存施設における入所児童の安全確保 や処遇改善を最優先の課題とし、老朽施設の改築修繕、ケア単位の小規模化を図るため の整備等について、ニーズや緊急性を勘案しながら検討します。

なお、施設が新たに地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアを実施する場合は、賃貸による実施を基本とします。

(4)児童心理治療施設

心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしているこどもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行うことを目的とした施設。

県内には2ヶ所設置されており、既存施設における入所児童の安全の確保や処遇改善を最優先の課題とし、ケア単位の小規模化を図るための整備等について、ニーズや緊急性を勘案しながら検討します。

3 子育て支援課所管施設の整備について

(1)児童館・児童センター

こどもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とした施設。

市町村における子育て支援施設の整備や事業の実施状況を踏まえた上で、利用児童の安全面に影響を及ぼすような危険箇所や老朽施設の修繕等について、ニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

4 こども未来課所管施設の整備について

(1)放課後児童クラブ室

小学校に就学しているこどもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした施設。

市町村において、利用児童数の見込み等に基づき提供体制の確保が計画されていることを踏まえた上で、共働き家庭の増加等に伴う利用児童数の増加に対応する必要がある施設や老朽化により修繕が必要な施設等について、ニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

児童福祉施設の推移

(1)乳児院

	県所管				政令市所管			
年度	施設数 (か所)	定員 (人)	入所人員 (人)	入所率	施設数 (か所)	定員 (人)	入所人員 (人)	入所率
令和2年度	3	70	56	80.0%	3	85	52	61.2%
令和3年度	3	70	57	81.4%	3	85	46	54.1%
令和4年度	3	70	61	87.1%	3	79	45	57.0%
令和5年度	3	70	54	77.1%	3	79	46	58.2%
令和6年度	3	70	51	72.9%	3	73	41	56.2%

(2)母子生活支援施設

年度		県原	听管		政令市•中核市所管			
	施設数 定員 入所人員 入所率 (世帯) (世帯)		施設数 (か所)	定員 (世帯)	入所人員 (世帯)	入所率		
令和2年度	6	117	67	57.3%	5	142	85	59.9%
令和3年度	6	107	64	59.8%	5	142	84	59.2%
令和4年度	6	107	67	62.6%	5	141	89	63.1%
令和5年度	7	127	69	54.3%	5	141	87	61.7%
令和6年度	7	127	67	52.8%	5	138	86	62.3%

(3)児童養護施設

年度		県所管				政令下		
	施設数 定員 入所人員 入所 (か所) (人) (人)		入所率	施設数 (か所)	定員 (人)	入所人員 (人)	入所率	
令和2年度	11	673	514	76.4%	10	547	444	81.2%
令和3年度	11	643	499	77.6%	10	547	409	74.8%
令和4年度	11	622	482	77.5%	10	547	391	71.5%
令和5年度	11	622	441	70.9%	10	526	404	76.8%
令和6年度	11	619	431	69.6%	10	526	393	74.7%

(4)児童心理治療施設

年度	県所管				政令市所管			
	施設数 定員 入所人員 入所率 (か所) (人) (人) (人)				施設数 (か所)	定員 (人)	入所人員 (人)	入所率
令和2年度	1	50	47	94.0%	1	20	7	35.0%
令和3年度	1	50	46	92.0%	1	20	9	45.0%
令和4年度	1	50	44	88.0%	1	20	12	60.0%
令和5年度	1	50	45	90.0%	1	20	15	75.0%
令和6年度	1	50	44	88.0%	1	20	15	75.0%

※ (1)~(4)の施設の措置人員は、各月初日在籍人員の年平均である。

(5)児童館・児童センター (毎年度4月1日現在)

年度	県所管	政令市·中核市所管
十及	施設数(か所)	施設数(か所)
令和2年度	44	40
令和3年度	43	40
令和4年度	42	40
令和5年度	38	40
令和6年度	38	40

(6) 放課後児童クラブ室 (毎年度5月1日現在)

年度	県所管
十及	施設数(か所)
令和2年度	773
令和3年度	774
令和4年度	782
令和5年度	788
令和6年度	786

(参考)



<u> </u>	
年度	支援の単位数
令和2年度	1,592
令和3年度	1,602
令和4年度	1,644
令和5年度	1,655
令和6年度	1,713

- ※支援の単位とは、放課後児童クラブにおける子どもの集団の規模のこと(1の支援単位は概ね40人)
- ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で 調査基準日が7月1日現在

児 童 福 祉 施 設 と そ の 種 類

(令和7年4月1日現在)

区	扫栅沙人	+左号ル金毛ロゴ	佐乳中 公	設置状況			
分	根拠法令等	施設種別	施設内容	県	政令市	計	
		乳児院	乳児(保健上その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設である。	3	3	6	
児童		母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべきこどもを入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設である。	7	5 (うち中 核市1)	12	
福 ————————————————————————————————————	児童福祉法	児童養護施設	保護者のないこども、虐待されているこどもその他環境上養護を要するこどもを入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設である。	11	10	21	
施設		児童心理治療施設	心理的問題を抱え日常生活の多岐に わたり支障をきたしているこどもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行うことを目的とした施設である。	1	1	2	
		児童厚生施設 (児童館・児童センター)	こどもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを 目的とした施設である。	38	40	78	
	合	計		60	59	119	

子育て支援のための拠点施設

(令和6年5月1日現在)

区分	根拠法令等	施設種別施設有容		設置状況			
分	似她伝节等	旭议性办	/地段円分	県	政令市	計	
子育て支援のための拠点施設	厚生省児童 男に 実庭 同子 育で の 拠点 た 数 設 置 要 綱 」	放課後児童クラブ室	小学校に就学しているこどもであって、 その保護者が労働等により昼間家庭にい ないものに、授業の終了後等に適切な遊 び及び生活の場を与えて、その健全な育 成を図ることを目的とした施設である。	786		786	